

2024年7月改訂 『本支管指針(維持管理編)』(JGA指-203-16) 新旧対照表 (抜粋)

新旧対照表(2024年7月)
「本支管指針(維持管理編)2016年7月発行」
一般社団法人 日本ガス協会

現行版(2024年3月)	改訂版(2024年7月)	改訂理由
<p style="text-align: center;">第7章 供給圧力の管理</p> <p>7.1 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">(～省略～)</p> <p>(P63)</p> <p>7.2 供給圧力の把握</p> <p>7.2.1 圧力測定による方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 法に定められた場所におけるガスの圧力を常時測定し、記録保存しなければならない*¹。</p> <p>(2) 法に定められた場所以外においても必要に応じて圧力測定を実施し、圧力を把握する*²。</p> </div> <p>【関連条項】</p> <p>法 第48条 (託送供給約款)</p> <p>法 第51条 (最終保障供給約款)</p> <p>法 第52条 (熱量等の測定義務)</p> <p>法 第64条 (保安規程)</p> <p>施行規則 第64条 (託送供給約款において定めるべき事項)</p> <p>施行規則 第74条 (最終保障供給に係る約款において定めるべき事項)</p> <p>施行規則 第78条 (熱量、圧力及び燃焼性の測定方法) 第1項第2号</p> <p>通商産業省・環境庁告示 第1号(電磁的方法による保存等をする場合に確保するように努めなければならない基準を定める件)</p> <p>【解説】</p> <p>*1 (1) 施行規則では、供給するガスの圧力が供給約款に定めた範囲内にあることを確認するため、下記により常時圧力を測定し結果を記録しておくよう義務づけている。</p> <p>(a) 測定は以下に示す場所にて実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) <u>施行規則第78条第1項第2号イの場合</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) ガスホルダーの出口、ただし他のガスホルダー又は整圧器にガスを送出するものを除く</p>	<p style="text-align: center;">第7章 供給圧力の管理</p> <p>7.1 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">(～省略～)</p> <p>7.2 供給圧力の把握</p> <p>7.2.1 圧力測定による方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 法に定められた場所におけるガスの圧力を常時測定し、記録保存しなければならない*¹。</p> <p>(2) 法に定められた場所以外においても必要に応じて圧力測定を実施し、圧力を把握する*²。</p> </div> <p>【関連条項】</p> <p>法 第48条 (託送供給約款)</p> <p>法 第51条 (最終保障供給約款)</p> <p>法 第52条 (熱量等の測定義務)</p> <p>法 第64条 (保安規程)</p> <p>施行規則 第64条 (託送供給約款において定めるべき事項)</p> <p>施行規則 第74条 (最終保障供給に係る約款において定めるべき事項)</p> <p>施行規則 第78条 (熱量、圧力及び燃焼性の測定方法) 第1項第2号</p> <p>通商産業省・環境庁告示 第1号(電磁的方法による保存等をする場合に確保するように努めなければならない基準を定める件)</p> <p>【解説】</p> <p>*1 (1) 施行規則では、供給するガスの圧力が供給約款に定めた範囲内にあることを確認するため、下記により常時圧力を測定し結果を記録しておくよう義務づけている。</p> <p>(a) 測定は以下に示す場所にて実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) <u>施行規則第78条第1項第2号イの場所</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) ガスホルダーの出口、ただし他のガスホルダー又は整圧器にガスを送出するものを除く</p>	<p>7.1</p> <p>2024年3月改訂 新旧対照表参照</p> <p>7.2.1</p> <p>2024年3月改訂 新旧対照表参照</p> <p>2024年7月改訂</p> <p>2024年7月改訂 施行規則と表現が異なる箇所を整合させるため。</p>

現行版(2024年3月)	改訂版（2024年7月）	改訂理由
<p>(ロ) 整圧器の出口 (ハ) 経済産業大臣が指定する場所 (ii) <u>施行規則第78第1項第2号ロの場合</u> <u>(イ) ガスホルダーの出口、ただし他のガスホルダー又は整圧器にガスを送出すものを除く</u> <u>(ロ) 整圧器の出口</u></p> <p>(b) 測定には圧力値を自動的に記録する圧力計**1を用い、その結果は圧力計の記録方法により1年間保存する。</p> <p>(2) 圧力測定の結果、供給約款に定められた圧力範囲から逸脱している場合は、迅速かつ適切な措置を施す。なお、具体的な措置は第11章「供給支障の復旧」による。</p> <p>(3) 測定結果を基に、以下の点を留意して供給区域の圧力状況を把握する。</p> <p>(a) 圧力状況は当該年度の測定値のみでなく、過去からの変化の状況も把握する。</p> <p>(b) 現状の圧力及び今後の需要の伸び等を加味して、可能な限り将来にわたる圧力状況を予測する。</p> <p>(c) 供給圧力の改善措置は日時を要する場合があります。また異常気象等による予測をこえた需要の増加があり得ること等を考慮し、圧力は供給約款の下限圧力に対し適切な余裕をもったものであることが望ましい。</p> <p>* 2 (~省略~)</p>	<p>(ロ) 整圧器の出口 (ハ) 経済産業大臣が指定する場所、<u>ただし、導管におけるガスの流量及び導管の内径に基づき、当該導管の任意の地点におけるガスの圧力値として圧力計を使用して測定したものと同程度のものを電子計算機を用いて推計する事ができる場合にあっては、経済産業大臣が指定する場所において測定することを要しない</u></p> <p>(ハ) 経済産業大臣が指定する場所 (ii) 施行規則第78第1項第2号ロの場合 (イ) ガスホルダーの出口、ただし他のガスホルダー又は整圧器にガスを送出すものを除く (ロ) 整圧器の出口</p> <p>(b) 測定には圧力値を自動的に記録する圧力計**1を用い、その結果は圧力計の記録方法により1年間保存する。</p> <p>(2) 圧力測定の結果、供給約款に定められた圧力範囲から逸脱している場合は、迅速かつ適切な措置を施す。なお、具体的な措置は第11章「供給支障の復旧」による。</p> <p>(3) 測定結果を基に、以下の点を留意して供給区域の圧力状況を把握する。</p> <p>(a) 圧力状況は当該年度の測定値のみでなく、過去からの変化の状況も把握する。</p> <p>(b) 現状の圧力及び今後の需要の伸び等を加味して、可能な限り将来にわたる圧力状況を予測する。</p> <p>(c) 供給圧力の改善措置は日時を要する場合があります。また異常気象等による予測をこえた需要の増加があり得ること等を考慮し、圧力は供給約款の下限圧力に対し適切な余裕をもったものであることが望ましい</p> <p>* 2 (~省略~)</p>	<p>* 2以降 2024年3月改訂 新旧対照表参照</p>